

西部管内の集落の動き

管内の集落や集落営農組織では、営農組織の設立や組織運営の改善に向けた取組を行っています。

●(農)小野谷で知事とのふれあいトーク開催

平成21年12月16日、日田市小野地区で、(農)小野谷の役員を中心に20名が参加して知事とのふれあいトークが開催されました。圃場整備を契機に導入したムカデ型芝の「セルフ・ドグラ」による省力畦畔管理や、米粉の取組について紹介したところ、知事から「良い取組をしていますね」と高い評価を得ました。その後、中山間地域における集落営農の経営発展について忌憚のない意見交換が行われました。

●(農)長小野チャレンジ村のヤマジノギクの取組

平成20年の法人設立を機に所得向上を目指してヤマジノギクの栽培に取り組む事になり、集落内の女性が中心となって作業を行っています。21年は作付け面積7aと少し縮小しましたが、20年に比べると作業効率が良くなり、品質の良いものを出荷することができました。大分県経営指標の売上目標には届きませんが、今年の法人の総会で2年間の実績を確認し、来年度も引き続き栽培に取り組む事になりました。

●日田市堂尾、上城内地区が先進地視察研修を実施

堂尾地区農地保全組合(10名)及び上城内地区(2名)が、新規組織設立の参考とすべく、平成22年1月21日、(農)橋津営農組合「よりもの郷」(宇佐市橋津)の視察研修を行いました。現地視察及び室内研修で、「よりもの郷」が柔軟な発想・手法により、設立・運営を進めていることを研修し、両地区とも、近日中の設立を目指して進めていくことになりました。

●集落営農組織を対象に経営相談会を開催

法人設立後まもない組織や法人化を目指している組織等を対象に、組織の運営強化に向けた経営計画の樹立や経営改善の契機とすることを目的に、平成21年12月16・18日、平成22年1月21・22日にかけて、大分県普及協力委員の秋好克則税理士を招いて経営相談会を開催しました。組織に応じた会計税務のあり方や法人化の課題を各組織が個別に相談を行うことで、問題点の解決が図られました。

平成21年産水稻を振り返って

日田・玖珠の水稻作況指数は、100(492kg/10a)でした。

コシヒカリ・ひとめぼれは、生育初期の高温多照により分けつがとれ、㎡当たりの穂数は確保されましたが、6月下旬から8月中旬の日照不足で一穂当たりの粒数はやや少なくなりました。その後、収穫期の9月下旬まで高温多照で推移したため登熟が良好で、収量は平年並みでした。

ヒノヒカリは、生育初期の6月下旬からの日照不足により分けつが抑制され、㎡当たりの穂数は少なくなりましたが、8月中旬以降は高温多照となり一穂当たり粒数はやや多くなりました。登熟は8月中旬以降から9月にかけて高温多照で推移したことから良好であり、収量は平年並みでした。

1等米比率は、日田市では平年より高い79.2%で、玖珠町、九重町では85.1%となりました。これは登熟が始まる時期と天候回復とのタイミングが一致したためと考えられます。なお、等級落ちは、カメムシ等の着色粒、充実不足等が主な理由となっています。

近年、問題となっている斑点米の原因となるミナミアオカメムシは、日田市、玖珠町で発生が確認され、今年も注意が必要です。また、コスト低減のため、完熟堆肥を1t/10a程度投入し慣行肥料の減肥、疎植栽培(50株/坪程度)、病虫害や倒伏軽減のため土壌改良資材を投入するようにしましょう。

作成・発行 大分県西部振興局農山村振興部

監修 大分県集落営農推進西部支部

TEL: 0973-22-2585 FAX: 0973-23-2219

集落営農かわら版

平成22年2月15日 VOL. 12
大分県西部振興局農山村振興部
大分県集落営農推進西部支部

集落の皆さんが参加して、集落営農の研修を行いました

集落の農業を守り発展させるためには、話し合いと集落営農の組織化が重要なことです。中山間地域等直接支払制度に取り組む集落のリーダーさんなどが参加して研修会を開催しました。

●西部地区集落営農リーダー研修会

平成21年11月4日、日田市と玖珠郡の2会場で開催し44地区65名の参加がありました。中山間地の条件不利地で活動する「(農)ゆのきナチュラルファーム」(由布市庄内町)の取組事例を研修した後、大分県集落営農コンダクターの助言を得て意見交換を行いました。

研修会後のアンケートでは、大多数の方が「参加して良かった」と回答し、「後継者や経営の安定化など問題は多いが、自分たちの地域に合った共同営農の必要性を感じた」と感想を述べる反面、「営農組織が必要だが設立・運営が難しい」「集落内の合意形成が難しい」「中山間協定等でも役員頼みで協力体制が弱い」「資金や後継者が不足している」等、中山間地域の厳しさも伺えるものでした。



●集落リーダー育成先進地視察研修

平成21年12月24日、宇佐市の「(農)びしゃもん」(安心院町)、「(農)あまり谷」(院内町)の2カ所を視察し、22地区34名の参加がありました。

【びしゃもん】: 12年に中山間事業に併せて機械利用組合から営農組合に移行しました。16年から法人化の検討を始め、18年の農事組合法人設立を前に、集落内農地の所有関係を整理して入り作を排除しました。農用地利用改善組合と連携し、組合員が継続的に農業に携わるように水稻作はできる限り各農家で行うことを勧めています。現在は耕起、田植えの受託作業を行っていますが、中山間事業の第3期でライセンサー、コンバインの導入を計画しています。



【あまり谷】: 12年に余谷地区の結びつきの強い9集落で構成した「余谷21世紀委員会」を設立。大分大学のフロント・ショップ事業の受入れや都市との交流に取り組み、地区の活性化を図っています。20年に過疎高齢化の進行に対応するため、委員会の下部組織として、(農)あまり谷を設立しました。法人では農地の受け皿・作業受託を行う他、特別栽培米「せせらぎ米」の生産や加工部会の桑茶(葉)、桑苺(桑の実)ジャムなどの商品も販売する農産物直売所の運営を行っています。

中山間事業の第3期が実施される見込みです。これを契機に集落営農まで踏み込んだ取組をするのがいいかでしょう。今後とも情報提供や研修会の開催を通じて皆さんの集落営農の取組を支援していきますので、何か要望がありましたら、市町の窓口、西部振興局まで相談してみてください。

平成22年度から大きく農業政策が変わります

●戸別所得補償制度に関するモデル対策について（国の新しい政策概要）

<目的>

- ・水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作る
- ・需要が減少している米以外の作物の生産を増やし、自給率を向上させる

↑そのために

日本の水田を余すことなく活用することが大事

↑そのために

食糧自給率の向上は我が国の主要課題です

平成23年度より戸別所得補償制度が本格実施される予定です。

そのため、平成22年度については「制度のモデル対策」として

①水田利活用自給力向上事業 と ②米戸別所得補償モデル事業 が実施されます。

①水田利活用自給力向上事業（転作作物に対する助成）

1) 交付単価（10aあたり）

- ・麦、大豆、飼料作物：35,000円
- ・新規需要米（米粉用、飼料用、稲WCS、バイオ燃料用など）：80,000円
- ・そば、なたね、加工用米：20,000円
- ・その他作物（県一律で調整中）：3,000～15,000円
- ・二毛作助成（米＋戦略作物、戦略作物＋戦略作物）：15,000円

*戦略作物とは麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、加工用米のことをいいます

2) 交付対象者：対象作物を作付けし、収穫・出荷を行う人（捨て作りは対象外、出荷の証明が必要）

3) その他：現行に比べて助成額が減少する地域においては激変緩和措置が講じられます。

②米戸別所得補償モデル事業（水稲の作付面積に対する助成）

1) 交付単価（10aあたり）

- ・定額部分：15,000円（販売価格に関係なく支払われます）
- ・変動部分：当年産の販売価格が標準的販売価格を下回った場合に交付されます（販売価格は全国一律）。

2) 交付対象者：生産調整を達成している販売農家・集落営農組織（集落達成を含む）で、水稲共済加入者（水稲共済未加入の場合には前年度の出荷・販売実績があれば対象となります）。

*調整水田などの不作付地がある方は改善計画を作り、認定を受ける必要があります。

3) 交付対象面積：主食用米の作付面積から一律10aを控除した面積

*作付面積のうち、10aは自家飯米や縁故米に供されるものとみなし、一律に控除することとしています。

米戸別所得補償モデル事業に集落営農で加入すると…

・集落営農組織で米の生産・販売について、共同販売経理をしていれば構成農家戸数に関係無く組織で10aの控除となります。

例) 10人で共同販売経理を行っている集落営農組織・・・控除は10a×1組織＝10a分
10人が個人で水稲作付を行っている・・・控除は10a×10人＝100a分

・個別経営よりも、効率的な経営が行えるので、農家1戸あたりの所得が大幅に増大します。

●中山間地域等直接支払制度について（第3期の対策）

この制度は、中山間地域等における平地との農業生産条件の不利を補正するための施策として平成12年度より導入され、平成17年度からは第2期対策として、担い手の育成等、より前向きな体制整備を促す仕組みに見直し実施されてきました。平成22年度からは第3期対策として、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度として、5年間、実施されます。

【第3期対策のポイント】

①農業生産活動等の継続に向けた体制づくりの推進

自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するため、現行の要件（A・B要件）を見直し、新たに「集団サポート型」（C要件）が追加されました。

②小規模・高齢化集落の協定農用地の取り込みの促進

自力での農業生産活動等が困難な小規模・高齢化集落の農用地について、近隣の集落協定が協定農用地に一体的に取り込むことでその保全を促進するため、取り込んだ小規模・高齢化集落の農用地面積に応じた加算措置が新設されました。

③1ha以上の団地要件の見直し

これまでの営農上の一体性の要件は廃止され、協定農用地として共同取組活動による保全が行われる場合は、1ha未満の小規模な団地や飛び地等も合計で1ha以上であれば、協定農用地として取り込みが可能になりました。

④交付金返還の免責事由

過疎化・高齢化の進行等中山間地域の状況を踏まえ、担い手の確保や農作業の効率化等を促進する観点から、これまでの免責要件に、(7)農業後継者の分家住宅への転用、(4)市町村長が農業目的と認める自己施工の農道・水路の整備が追加されました。

☆これまでの集落協定を見直し、集落協定の統合や拡大等、集落や協定集落等よく話し合い、これからの集落の営農活動に第3期の制度を活用しましょう。

※詳しくは、最寄りの市町の窓口、または大分県西部振興局農山村振興部までお尋ねください。